

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

標茶町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 厚生・下オソベツ・ルルラン・中オソベツ地域

#### (1) 現況

本地域は、国営総合農地防災事業南標茶地区の事業完了に伴い、事業完了後の施設の維持管理等を地域の農業者や非農家で活動してきたところである。

農道や農用地の保全に関する取組のほか、排水路・エリア内にある7つの沈砂池を管理している。なお、エリア内には町の農道・水路等があるが、地域で保全管理することで良好な景観形成等の多面的機能を発揮していくことが重要なため、管理に要する農家の負担を軽減することが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 標茶町全域

#### (1) 現況

本地域は、3本の水系と2つの国立公園を持ち、また広大な草地を基盤とする酪農畜産業を発展させることで、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

しかしながら夏季冷涼多湿、冬季寡雪厳寒な気候は牧草以外の作付けを困難にさせ、また河川の上流部にあるため傾斜地が多く、さらに近年は後継者問題や高齢化等の労働問題や担い手問題が深刻化し、併せて規模拡大・基盤整備のための負債等による酪農経営の悪化により離農が増加しており、耕作放棄による多面的機能の低下が懸念される現状にある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本町全域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	厚生、下オソベツ、ルルラン、中オソベツ地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	標茶全域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③		

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

#### 1 対象農用地の基準

##### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの地域指定のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

##### ア 対象地域

標茶町内の、(ア)、(イ)のいずれか又は両方の指定地域とする。

(ア) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域一茶安別地区を除く標茶町全域

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域一標茶町全域

##### イ 対象農用地

次の(ア)から(ウ)までのいずれかの基準を満たす、農振農用地区域内にある1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とする。

- (ア) 勾配が8度以上15度未満の草地の全てを対象農用地とする
- (イ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (ウ) 勾配が8度以上15度未満の採草放牧地の全てを対象農用地とする

## 2 集落協定の共通事項

交付金の対象行為は、町長の認定を受けた集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。

## 3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 特定農業者については、集落協定による直接支払いの対象としないが、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

## 4 その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。